

○法人成（建設工事）にともなう再審査必要書類一覧○

法人成（建設工事）に伴う登録内容変更については、以下の書類を提出してください。

●は必須、△は該当者のみ必要

再審査届出関係	
●競争入札参加資格再審査申請書	指定様式
●競争入札参加資格登録内容変更届	指定様式
●競争入札参加資格登録書（原本） + 返送用封筒 （長形3号に460円分切手貼りつけ）	封筒は新たな登録書を郵送するために使用します。
●履歴事項全部証明書	写し可、発行後3か月以内のもの
●印鑑（登録）証明書	写し可、発行後3か月以内のもの
●使用印鑑届（委任状）	指定様式（2部）、コピー不可
●取締役会又は株主総会議事録	写し
●譲渡及び譲受けの認可について（通知） <u>又は</u> ●建設業許可証明書（通知書） + 被承継人の廃業届（許可庁の受領印があるもの）又は被承継人の許可取消通知書	写し
●法人設立・設置届出書	写し、受付印のあるもの （電子申請の場合、受付したことがわかるものも添付）
●口座振替申出書	指定様式 未登録又は口座登録内容に変更がある場合提出必要。
△市内営業所等の位置図・写真 （P2参照）	市内に営業所がある場合提出必要。
△経営事項審査結果（経営規模等評価結果）通知書（法人化した会社のもの）	譲渡及び譲受けの認可を受けており、経営事項審査も引き継ぐ場合は提出不要。

※内容によっては上記以外の書類の提出を求める場合もあります。

市内営業所等の位置図・写真	<p>和歌山市内に営業所等がある場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none">● 位置図：営業所等の所在地がわかる詳細なもの● 写真：次のものをA4サイズの紙に貼付（印刷）して提出<ul style="list-style-type: none">① 外観全景② 営業所正面（看板を写しこんだもの）③ 郵便受（ポスト）（事業者名が確認できるもの）④ 事務所内部（常駐の状態、備品等が確認できるもの）⑤ 建設業法第40条に基づく建設業許可標識<ul style="list-style-type: none">※ 主たる営業所、受任先が市内にある場合のみ⑥ 建設機械・建設資材等の保管場所<ul style="list-style-type: none">※ 機械・資材等の保管場所がある場合のみ
---------------	---